



新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定及び セーフティネット保証5号の指定業種追加について

標記の件について、3月13日付けで中小企業信用保険法に基づく危機関連保証が発動されるとともに、セーフティネット保証5号の指定業種が追加されましたので情報提供します。今後は、同法第2条第5項及び同条第6項の規定により、呉市が対象中小企業者からの申請を受付け、認定事務を行います。

なお、本情報は、呉市のホームページ「新型コロナウイルスに関する情報」にも掲載しています。

【危機関連保証について】

1 制度の概要

別紙1参照

2 指定期間

令和2年2月1日から令和3年1月31日まで

【セーフティネット保証5号認定について】

1 追加業種

316業種

2 指定期間

令和2年3月13日から3月31日

※4月以降、新たに対象業種が発表される予定

危機関連保証の概要

(参考資料)

1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

